第7期(平成30~32年度) 練馬区高龄者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

地域包括支援センターおよび 地域密着型サービスに係る検討課題

検討結果報告書

平成 29 年 8 月 練馬区地域包括支援センター運営協議会 練馬区地域密着型サービス運営委員会

【総論】

1 地域包括支援センターの運営について

練馬区の後期高齢者人口は、平成29年から団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年度までに、約8万1千人から約9万4千人へ約1万3千人増加する見込みである。それに合わせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援の必要な高齢者の増加も見込まれる。

地域包括支援センター(高齢者相談センター)は、4か所の本所と、25か 所の支所が、それぞれの地域で連携して高齢者の相談支援にあたっている。

第6期計画では、本所4か所に医療と介護の相談窓口を設置し、退院等の相談から切れ目のない支援や認知症の早期発見・早期対応に取り組んできた。また、特別養護老人ホーム内から区立施設への移転を実施した支所では、来所相談件数が大幅に増加するなど、区民の利便性向上に成果を上げている。

第7期計画以降は、「超」超高齢社会の到来に向けて、地域包括支援センターが地域における医療・介護・福祉の連携の中心となり、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者を包括的に支援する体制を構築することが必要である。そのためには、地域包括支援センターの更なる体制の強化が望まれる。現在検討中の地域包括支援センターの全所本所化など運営体制の見直しを着実に推進し、出張所跡施設などへの窓口移転や、「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」への呼称変更により、区民にとってより身近で利用しやすい窓口に改善していくことが求められる。また、医療と介護の相談窓口の増設や、ひとり暮らし高齢者への訪問支援の実施など、地域包括ケアの中核機関として機能強化が求められる。

2 地域密着型サービスの整備

区は、要介護状態になっても、区民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、24 時間体制で在宅生活を支援する地域密着型サービスについて、第6期計画で目標数を定め整備を進めてきた。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護の施設数は都内で最多となっており、昨年度には区内初の看護小規模多機能型居宅介護が開設するなど、着実に整備が進んでいる。

第7期計画以降は、増加する要介護認定者数や地域の需給状況を踏まえながら、サービスの整備を進めていくことが求められる。

特に、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援の充実のために、医療ニーズの高い利用者に対して、その状況に応じて在宅で様々なサービスを組み合わせて受けられる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護については、更なる整備が求められる。

【施策別の提言】

1 ひとり暮らし高齢者を支える地域との協働の推進

ひとり暮らし高齢者を支える相談支援体制の強化

- 「超」超高齢社会の到来に向けて、地域包括支援センターは、区民や地域団体、介護事業者等と協働し、地域包括ケアシステムの中核的機能を更に発揮できる体制が必要である。
- 地域包括支援センターは、現在の本所・支所体制を見直し、25 か所の地域包括支援センター体制に再編、全所を本所化すべきである。また、出張所跡施設などへの窓口移転や、「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」への呼称変更により、身近で利用しやすい窓口へと改善を進められたい。
- 悩みごとや困りごとがあっても、自ら相談することを避ける方もいる。 そのような方に対しては、相談機関が積極的に高齢者のもとに出向き、 高齢者の悩みごとや困りごとを拾い上げ、解決に導く仕組みが必要であ る。
- 地域包括支援センターと区民ボランティアが連携し、ひとり暮らし高齢者などへの訪問支援に取り組まれたい。
- <u>なお、ボランティアの協力を得て事業を進めるにあたっては、活動している方が固定化しがちであることへの対策が必要であることに留意され</u>たい。
- 今後、地域包括支援センターを中心に、地域ごとの特徴や町会・自治会 や民生委員など地域住民の意向をよく聞きながら、専門職と住民の連携 を進めることが必要である。

2 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実

地域密着型サービスの整備

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、<u>高齢者の状況に応じて柔軟なサービスが提供できる地域密着型サービスを充実することが必要である。</u>また、要介護度が高い在宅の高齢者が安心して生活するために、要介護度が高い人にも対応可能な地域密着型サービスが提供できる基盤整備が必要である。
- 地域密着型サービスの整備方針・目標数は、団塊の世代の全てが後期高 齢者となる平成37年度までの需要を、高齢者基礎調査や施設の利用状況、 人口予測などを基に推計して定めることが適当である。また、整備にあ たっては、区有地の活用も検討すべきである。
- 本年5月成立の介護保険法の改正により、区市町村が居宅サービス等の

供給量を調整できるようになることを踏まえ、地域密着型サービスの今後の整備量を検討する必要がある。

- <u>地域密着型サービス事業所が地域とのつながりを深めることに対して支</u>援することが求められる。
- 医療ニーズの高い利用者に対して、その状況に応じて様々なサービスを 組み合わせることにより在宅で暮らし続けられるよう、地域における多 様な療養支援を検討する必要がある。

サービスの利用促進に向けた取組の強化

- 地域密着型サービスの内容に対する理解と利用を促進していくため、地域ケア会議等を積極的に活用するなど、ケアマネジャーの制度理解を支援することが求められる。
- 定期的に区報へ案内を掲載するなど、<u>地域密着型サービスの特徴につい</u> て、更に区民に分かりやすく伝える必要がある。
- 高齢者や家族が窓口に来られない場合であっても、必要な情報が簡単に 探せるよう、身近な手段で情報を入手できるような仕組みを充実させて いくことが必要である。
- 区民が他自治体の地域密着型サービスを利用するためには、事業所が所在する自治体の同意を得る必要があるため、通常の指定事務より手順が 煩雑である。簡易にサービス利用ができる環境を整備するため、指定事 務に係る協定の締結について、他自治体へ積極的に働きかけていくべき である。

新たなサービスの導入

- 高齢者、障害者等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、 利用者の利便の観点や、サービスの提供にあたる人材の確保など、同一 の事業所で一体的にサービス提供をしやすくすることが適当である。
- 本年5月成立の介護保険法の改正により、来年度から、介護保険または 障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度にお ける指定を受けやすくする「共生型サービス」が導入される。共生型サ ービスの実施や、地域の実情に応じたサービスの整備のため、障害福祉 サービス事業所の実態の調査が必要である。
- 介護、育児、障害、貧困、更には育児と介護に同時に直面する家庭など、 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、相談支援に取り組む 必要がある。そのためには、<u>関係機関の連携を強化していくとともに、</u> 地域包括支援センター職員やケアマネジャーなどへの障害者相談支援研 修を実施する必要がある。

3 医療と介護の連携強化

医療と介護の相談窓口の支援力強化

- 区内高齢者の約8割、要介護認定者の約9割の方は何らかの方法で医療を受けている。状態に応じて、医療と介護サービスが適切に連携し、在宅生活を支えることが重要である。
- 高齢者人口が急増する中、在宅生活の継続を支援するため、高齢者やその家族の相談支援体制を充実する必要がある。25 か所の地域包括支援センター再編に合わせ、医療と介護の相談窓口を現在の本所 4 か所から 25 か所に増設すべきである。
- 退院時等の相談から切れ目のない支援を提供できるよう、専門的な相談が受けられる体制を強化すべきである。
- 在宅療養を支える医療と介護サービスを有効に活用するためには、連携のコーディネーターであるケアマネジャーや医療・介護連携推進員の更なる対応力向上を図ることが必要である。個別ケースの検討を通じた研修やコーディネーター研修の受講を促進するなど、医療と介護のコーディネートを適切に実施できるケアマネジャーや医療・介護連携推進員の育成に取り組み、支援力の強化を図っていくことが適当である。
- 25 か所の地域包括支援センターごとに医療・介護サービス等の社会資源 を継続的に把握し、相談時の情報提供の充実を図る必要がある。
- 高齢者の家族の在宅療養への不安や介護の負担を考慮した相談支援が必要である
- 家族への支援の視点を踏まえた相談機能を充実する必要がある。
- <u>高齢者一人ひとりについて医療と介護の連携を早期から構築するためには、健康診査もその仕組みに加え、かかりつけ医との連携強化を図る必</u>要がある。

在宅療養ネットワークの充実

 高齢者を支える医師や介護事業者等の多職種の連携体制を更に強化し、 25か所の地域包括支援センターの担当区域および周辺地域の医療と介護、 地域の様々な関係者との顔の見える関係づくりの取組を推進する必要が ある。

4 認知症高齢者への支援の充実

認知症の相談体制の充実と適時・適切な医療・介護等の提供

• 高齢者人口が急増する中、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる よう早期発見・早期対応の仕組みを整える必要がある。地域包括支援セ

- ンターの再編に合わせて認知症の相談とコーディネートの専門員である 認知症地域支援推進員の配置を拡大すべきである。
- 認知症の気づきから、初期の段階で専門医相談や認知症初期集中支援チームによる訪問相談につながる仕組みづくりを進める必要がある。
- 初期の認知症や、軽度認知障害(MCI)の方の中には、元気高齢者とも捉えられる方がいる。元気高齢者の社会参加を検討する上では、それらの方が一般的な元気高齢者とは状態が異なることに留意されたい。

5 自立を支える介護予防と生きがいづくりの推進

重度化防止と自立支援の推進

- 本年5月成立の介護保険法の改正により、第7期計画では、区市町村が 自立支援・重度化防止の取組内容と目標を定め、介護保険事業計画に記 載することとなった。その実績の評価に基づき、国から区市町村に対し、 財政的なインセンティブが付与される予定である。本制度の導入を踏ま え、重度化防止と自立支援に向けた取組を進められたい。
- 介護保険制度は、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としている。また、国民の努力として、介護予防に向けて健康の保持増進に努めること、要介護状態となった場合においても、保健医療サービス等の利用により、能力の維持向上に努めることを定めている。このような介護保険制度の趣旨について利用者の理解を促し、制度の適正利用のための啓発と介護予防・重度化防止に取り組むことが必要である。
- 軽度者の状態改善に向けて、高齢者が自立した生活が営めるようになる ことを支援していくことが求められる。
- 「介護予防事業」という名称に抵抗を持つ方がいることも考えられる。 事業の名称は誰もが参加しやすく、親しみやすいものが望ましい。
- <u>介護予防や状態改善に取り組むきっかけとなるものとして、利用者への</u> インセンティブについて検討されたい。

6 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進

介護サービスを支える人材の確保・育成

- 介護職員の離職を防止し定着を図るためには、本人のスキルアップや経験を積むことによって処遇も改善されていく労働環境を整備していく必要がある。そのためには、介護事業所に対しキャリアパスの作成を支援していくことが必要である。その際、介護に関わる職員には、様々な職種があることに留意されたい。
- 昨年11月に入国管理法および技能実習法が改正された。入国管理法の改

正では本年9月から介護が在留資格に追加され、技能実習法の改正では本年11月から介護が技能実習の対象となる予定である。今後、区内の介護施設で働く外国人介護職員の増加が見込まれることから、日本語研修などの支援を実施していくことが必要である。

- 介護職員の離職を防止するためには、介護職員の負担軽減や介護環境の 改善を進めていく必要がある。そのためには、介護ロボットや介護支援 用具などを活用し、介護現場における使用実績の評価等を踏まえながら、 環境改善に向けて支援を進められたい。また、ICT(情報通信技術)や AI(人工知能)が、今後、あらゆる産業で人材不足を補う重要なツール になってくることが考えられる。このような技術への支援についても、 検討していくことが必要である。
- 介護人材を確保するためには、離職中の介護職員の復職を増やしていく ことが必要である。そのためには、区内の介護職員の離職者数を把握す るとともに、就業につなげていくための支援を推進すべきである。
- 離職中の介護職員の復職支援として、復帰した当初は短時間で勤務し、 職場に慣れた後に、本人の意思や状況に応じて正規の勤務に切り替えられる勤務体系があると良い。そのような取組を、行政の支援や橋渡しの もと先駆的な介護事業所から始め、それを区内の事業所へ広げていける よう、検討していく必要がある。
- <u>介護人材の確保・育成には、介護職員のメンタルヘルスケアが重要である。職員からの相談窓口や事業者に対する研修に加え、職場環境の改善の充実など様々な側面からの支援を進めていく必要がある。</u>